答 申 第 103 号 平成26年6月26日

財務大臣 麻生太郎殿

関税等不服審查会 会長 椿 弘次

答 申 書

平成 26 年 4 月 24 日付財関第 425 号をもって諮問のあった関税法(昭和 29 年 法律第 61 号。以下「法」という。)第 69 条の 13 第 1 項の規定に基づく輸入差止申立ての受理に対する審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

なお、以下において使用する用語の意義は、下記のとおりである。

記

本件処分 A税関長が行った輸入差止申立ての受理(受理番号第 5000-1566号)

意 見

本件処分の取消しを求める審査請求については、これを棄却することが相当である。

理由

1. 事案の概要

(1) 株式会社B(以下「輸入差止申立人」という。)は、法第69条の13第1

項の規定に基づき、A税関長に対し、平成24年10月12日付輸入差止申立 書を提出した。

本件輸入差止申立ては、審査請求人(審査請求人と輸入差止申立人を併せて「両当事者」といい、審査請求人と輸入差止申立人のいずれか一方を「他の当事者」ということがある。)が販売する製品C(以下「差止対象物品」といい、その意匠を「イ号意匠」という。)について、輸入差止申立人の有する登録意匠(以下「本件登録意匠」という。)及びこれに類似する意匠を実施するものであり、本件登録意匠を侵害しているとして、全国の税関長に対して差止対象物品が輸入されようとする場合に認定手続を執るべきことを申し立てたものである。

- (2) 同月 16 日、G税関業務部総括知的財産調査官(以下「総括知的財産調査官」という。)は、関税法基本通達(以下「通達」という。)69 の 13-6(1)により、本件輸入差止申立ての内容の一部を税関ホームページにおいて公表した。
- (3) A税関業務部知的財産調査官(以下「知的財産調査官」という。)は、通達69の13-6(2)により、審査請求人に対して、本件輸入差止申立てについて意見の提出ができる旨を連絡した。併せて、通達69の13-6(3)により、審査請求人からの開示の要請に応じ、輸入差止申立書に添付された侵害の事実を疎明するための資料としての鑑定書(以下「輸入差止申立人鑑定書」という。)の写しを送付した。

また、両当事者に対して、法第69条の14の規定に基づき、本件輸入差止申立てに関して専門委員へ意見の求め(以下「専門委員意見照会」という。)を行うため、税関ホームページで公開されている専門委員候補について、利害関係の有無を回答するよう求めた。

(4)審査請求人は、①本件輸入差止申立ては、侵害の事実誤認に基づくもので、根拠がない旨及び②本件登録意匠は意匠法(昭和34年法律第215号)第3条第2項に違背して意匠登録されたものであり、意匠登録の無効理由を含んでいるので、権利行使はできない旨を主張した同月26日付意見書(以下「審査請求人意見書」という。)及び同日付鑑定書(以下「審査請求人鑑定書」という。)を提出するとともに、いずれの専門委員候補とも利害関係がない旨記載した書面を提出した。

他方、輸入差止申立人は、専門委員候補のうち、一人の弁理士と利害関係がある旨記載した書面を提出した。

(5) 知的財産調査官は、審査請求人意見書及び審査請求人鑑定書の写しを輸入差止申立人に送付した。また、知的財産調査官は、両当事者に対し、専門委員意見照会を行う旨及び同年12月21日にG税関において開催する専門委

員意見聴取の場(以下「意見聴取の場」という。)において、意見を述べる ことができる旨連絡した。

- (6) A税関長は、法第69条の14の規定に基づき、知的財産権に関し学識経験を有する者であって、両当事者と特別な利害関係を有しない者3名を専門委員(D弁護士、E弁護士、F弁理士。以下、それぞれ「D専門委員」「E専門委員」「F専門委員」といい、3名を合わせて「本件専門委員」という。)に委嘱し、知的財産調査官は、専門委員意見照会を行うため、輸入差止申立書、審査請求人意見書及び審査請求人鑑定書の写しを本件専門委員に送付するとともに、両当事者に対し、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」を送付した。
- (7) 知的財産調査官は本件専門委員からの求めに応じて、両当事者に追加資料の提出を求めるとともに、本件専門委員が他の当事者に求めた追加資料の内容を相互に他の当事者に送付した。
- (8)審査請求人は、同年12月10日付陳述要領書を、輸入差止申立人は、同月11日付陳述要領書(以下「輸入差止申立人陳述要領書」といい、両当事者が提出した陳述要領書を合わせて「本件陳述要領書」という。)を提出した。また、両当事者は、同月11日付追加資料(以下、両当事者が提出した追加資料を「本件追加資料」という。)を提出した。その後、知的財産調査官は、本件陳述要領書及び本件追加資料の写しを相互に他の当事者及び本件専門委員に送付した。
- (9) 同月21日、意見聴取の場において、両当事者は、それぞれ自らの主張についての意見陳述及び他の当事者の主張に対する反論を行うとともに、本件専門委員の質問に回答した。
- (10)審査請求人は、平成25年1月8日付補足意見書(以下「審査請求人補足意見書」という。)を、輸入差止申立人は、同月9日付補足意見書(以下「輸入差止申立人補足意見書」といい、両当事者が提出した補足意見書を合わせて「本件補足意見書」という。)を提出した。その後、知的財産調査官は、本件補足意見書の写しを相互に他の当事者に送付するとともに、本件専門委員に送付した。
- (11) 本件専門委員は、同月 29 日付意見書(以下「専門委員意見書」という。) を提出した。
- (12) 審査請求人は、専門委員意見書に対する同年2月5日付意見書(以下「専門委員意見書に対する意見書」という。)を提出した。その後、知的財産調査官は、専門委員意見書に対する意見書の写しを輸入差止申立人及び本件専門委員に送付した。
- (14) 同年3月8日、A税関長は、輸入差止申立人に対し、本件処分を行うと

ともに、審査請求人に対して、「専門委員の意見を踏まえ、申立人から提出 された証拠が、侵害の事実を疎明するに足りると認められるため。」との理 由を付して、本件処分を行った旨通知した。

- (15) 審査請求人は、同月 18 日付で、A税関長に対し本件処分に係る異議申立てを行った(提出された異議申立書に理由が記載されていなかったため、同年 4 月 10 日付で異議申立理由補充書の提出が行われた)が、同年 6 月 10日付で、当該異議申立てを棄却する決定をした。
- (16) 審査請求人は、当該決定を不服とし、同年7月9日付で、財務大臣に対 し審査請求を行った。

2. 審査請求人の主張

(1) D専門委員、E専門委員(以下「両専門委員」という。) の専門委員意 見書の内容が容認できない理由

意匠は、視覚を通じて美感を起こさせるものであることは意匠法第2条第1項の定義から明らかであるが、写真は撮影の角度、照明の色や強度などにより写り方が変化すること明らかである。そして、数百から数千分の一秒である一瞬を捕えてそれぞれが物品の全てのように表しているのであるから、人間の視覚を通じて見たのとは著しくなること明らかである。視覚を通じて見た場合には、見る角度、観察する時間、照明の色や強度、周りの景色などの要因により同じ物であっても随分と異なって印象に残ること明らかである。

したがって、写真と現物が同じであると主張する両専門委員の意見は、容認できないことを改めて主張し、この誤った専門委員意見書に基づいてなした原処分庁の輸入差止め申立てを容認する判断も誤りであることを申し述べる次第である。

なお、付け加えれば、両専門委員は、一方が他方の意見書をそのままコピーしたものを用いており、実質的に1つの意見書しか作成していない。専門委員は3名であるはずが、実質的には2名である。いくら意見が合っているとは雖も、一字一句まで同じであるとは言えない筈である。審理を受ける立場からは、このような熱意の無いと思われても仕方がない専門委員は避けて選任して頂きたい。専門委員の選任に当たっては、熱意の程を良く吟味して頂きたいことを要望する次第である。

(2) F専門委員の専門委員意見書について

「・・・線図によって記載することによる不可避的な現象とすることが自然である。」とはF専門委員の意見であるが、本件異議申立に対する決定書 5 頁 3. (1)ハの項においては、審査請求人の見解であるかのような表現になっている。単純に判ることであるので反論はしないが、F専門委

員の意見として述べる。即ち、F専門委員は、本件意匠は線図で表してい るので円形のフラットな面の境界がくっきりとは認定することができな いことは、出願人の責任ではなく、誰が作成しても避けることのできない 現象で自然であるとしているのである。本当にそうであろうか。有体物で あれば、どのような物であっても意匠の物品を特定できる。線図で境界の 表現が難しければ、意匠の説明の欄や物品の説明の欄でその補足説明をす れば良いのに拘らず、それがなされていない。なされていないから権利者 は自己に都合の良いように勝手に権利範囲を広く解釈しこのような問題 が生じるのである。そして、本件の場合、F専門委員は、意匠を正しく表 現していない輸入差止申立人の責任を庇い、不可避であるとするのが自然 であるとしているのである。いわば、現行の意匠制度に欠点がありそれを 故に仕方がないと言わんばかりの意見である。そして、イ号意匠を本件製 品Cの意匠に類似しているという心証の基に、それを理論立てて説明でき ないからこそ、不可避的な現象とするのが自然であるという非論理的な論 法を採用しているのである。また、この心証形成の一因は、以下(3)で述 べる輸入差止申立人の不当発言とその発言を容認し不公平な意見照会の 場とした税関当局であることによるものと認めざるを得ないのである。

以上のように、F専門委員の意見は、出願人がなすべき努力を怠っている点を庇い、権利者に同情した結果としての意見であるから、信憑性に欠け容認できるものではない。

(3) 意見照会の運営の公平さについて

意見聴取の場が開催される際の取決めとして、知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について(平成19年6月15日付財関第1343号。以下「専門委員制度運用通達」という。)があるが、専門委員制度運用通達第1章7(5)において、意見聴取の場開催以前に提出されていない書面や証拠に関する事項については原則として陳述できない旨定められている。

しかるに、輸入差止申立人の意見聴取の場における発言は、何度も繰り返して主張している通り、専門委員制度運用通達に反して、この度の輸入差止め請求の申立ての主題とは全く関係のない事実無根の内容で、且つ、著しく審査請求人の信用を害する内容である。

これにつき、本件異議申立に対する決定書においては、「当該発言は、 規定に反して審査請求人の意見陳述中に行われたものではなく、総括知的 財産官が、説明の簡略化を促したり、説明の中断を求める必要があるよう な状況にあったとは認められない」とし、更に「当日の場で審査請求人が 当該発言について反論を行った事実、専門委員が当該発言について言及し た事実がなく、専門委員意見書中にも当該発言に言及した箇所がない」と し、加えて、「審査請求人は、意見聴取の後、発言を容認できない旨補足 意見書を提出しており、それが知的財産調査官から専門委員に送付されて いる」との理由で、審査請求人の主張が無視されている。

上記の理由では、本題の懸案事項に関する専門委員の心証形成に影響を与えなかったという証明にはなっていない。輸入差止申立人からの陳謝、或いは場を司る税関からの指導、専門委員の内心は何人とも雖も知る由もないから、外形上から影響を与えていたと認識せざるを得ない。

また、このような専門委員制度運用通達第1章7(5)に違反した不当発言を上記理由により容認するなら、この意見照会の場は、法の下において切磋琢磨して自由競争しながら行っている日常業務における不満のはけ口となり、相手方の批判、中傷が飛び交い、バトルの場になることが間違いのないこと明らかである。そして、紳士的に通達を遵守した者が、バカを見る結果となる。

以上の観点から、この度の原処分庁の本件異議申立に対する決定は容認し難い。

3. 当審査会の判断

(1) 輸入差止申立手続について

イ 輸入差止申立手続について、本件について当てはめると、法第69条の13第1項において、意匠権者は、自己の意匠権を侵害すると認める貨物に関し、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物が輸入されようとする場合は、当該貨物について税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができると規定されている。

そして、同条第 2 項において、税関長は、輸入差止申立てがあった場合、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができるとされているが、これは、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠があると認めるときは、当該申立ては受理されるものと解される。

また、同条第3項において、税関長は第1項の規定による申立てがあった場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間を当該申立てをした者に通知しなけらばならないことが規定されている。なお、通達69の13-7(4)において、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合には、受理又は不受理の旨を当事者(申立人を除く。)に対して通知するものと規定されている。

ロ 通達 69 の 13-5 において、輸入差止申立ての受付及び審査の手続及び

その取扱いは、申立審査通達 (「知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について (平成20年3月31日付財関第802号)」) に定めるところによるとされている。

- ハ 法第 69 条の 14 において、当該申立てがあった場合において必要があると認めるときは、提出された証拠が侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、専門委員へ意見を求めることができると規定されている。
- 二 通達 69 の 14-1 において、専門委員制度運用通達の第 1 章 1(1)に定める場合には、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施することとなると規定されている。そして、専門委員制度運用通達の第 1 章 1(1)に定める場合として、
 - (イ) 利害関係者からの意見書が提出された場合
 - (p) 申立人及び利害関係者の間で争い(訴訟等)があり、又は争いが生じる可能性が高いと判断される場合
 - (ハ) その他、輸入差止申立ての審査において、侵害の事実が疎明されて いるか否かの判断が困難である等、輸入差止申立てにおける専門委 員意見照会を行うことが適当と認められる場合

と規定されている。

- ホ 専門委員制度運用通達第1章7(5)において、「意見陳述は、原則として、申立人、利害関係者の順で行い、一方の当事者が意見陳述している間は、他方の当事者の発言はできないものとする。この場合において、意見陳述は、専門委員の求めがあることその他専門委員が特に必要と認める場合を除き、意見聴取の場までに提出された当事者の主張又は証拠に対する反論又は自己の主張の明確化に限るものとする。」とし、また、「総括知的財産調査官は、意見陳述の場の円滑な進行の観点から、当事者の意見陳述又は反論について説明の簡略化を促し、又は必要があると認められるときは、説明の中断を求めることができるもの」としている。そして、総括知的財産調査官は、「双方の意見陳述が終了した後、相手方が行った意見陳述の内容についての反論の機会を与える」ものとされている。
- へ 専門委員意見書の提出については、専門委員は、税関から送付を受けた資料及び自ら調査・収集した資料等に基づき、「意見書」を作成し、申立先税関の税関長宛てに提出すること、適宜の様式でも差支えないこと、複数の専門委員が連名で意見書を作成できることとされている。(専門委員制度運用通達第1章10(2))
- ト 専門委員意見書について明らかな事実誤認等の特段の事情がある場合 には、両当事者は、その内容を記載した当事者意見書を提出することが

できる(専門委員制度運用通達第1章11(1))。

- チ 専門委員意見照会を実施した場合の輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱いは、通達 69 の 13-7(1) ただし書きに、専門委員制度運用通達第1章12によるものとされており、
 - (イ) 当該規定(1)には、税関長は、明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の多数決意見を尊重して、受理・不受理・保留のいずれかを決定するもの
 - (n) 当該規定(3) ロには、税関長は、専門委員及び「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」の送付を受けた利害関係者に対する受理・不受理・保留の決定の通知は、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸入差止申立ての受理・不受理・保留結果通知書」により行うもの

と規定されている。

(2) 本件処分の適法性について

審査請求人の主張は、本件処分に至る手続に重大な瑕疵があるため本件 処分が適法に行われていないとして、本件処分の取消しを求めるものと考 えられるところ、審査請求人の主張について以下のとおり検討する。

イ 専門委員意見書作成の適正性について

(4) D専門委員及びE専門委員の意見書は、写真に基づいて作成されて おり、現物が参照されていない点から適正に作成されたものといえな い旨主張しているものと考えられる。

しかしながら、意匠が同一又は類似であるかの判断が、必ずしも現物を見なければできないというものでもなく、また、本件において、本件専門委員は、知的財産調査官を通じ、平成24年12月4日付「専門委員による追加資料等の求めについて」と題する書面において、審査請求人に対し、意見聴取の場における意見陳述について留意点を示すとともに、差止対象物品の現物を提示するよう求めており、本件専門委員は、当初からイ号意匠については、現物により対比すべきであるとの認識を有しており、意見聴取の場においても、両当事者が現物を持参し、本件専門委員が当該現物を確認しているのである。よって、審査請求人の主張は失当である。

(p) また、D専門委員とE専門委員は、一方が他方の意見書をそのまま コピーしたものを用いており実質的に1つの意見書しか作成していな いと主張するが、その点については、D専門委員及びE専門委員の各 自が検討をした上で合議した結果、同じ意見・理由となったため、同 一の意見書を各自提出したものである。専門委員制度運用通達第1章 10(2)において、複数の専門委員が連名で意見書を作成できるとも規定されていることから、何ら問題はなく審査請求人の主張は採用できない。

(ハ) F専門委員の意見書(第2. 理由の7. 当職の判断(1)の(iii)の(オ))における「意匠公報で記載されている線図だけをもって本件登録意匠の球体における円形のフラットな面の境界がくっきりしているとは認定することができない。意匠に係る物品の正面図等を線図によって記載することによる不可避的な現象とすることが自然である。」との意見について、出願人(輸入差止申立人)がなすべき努力を怠っている点を庇い、権利者(輸入差止申立人)に同情した結果としての意見書であり、適正に作成されたものといえない旨主張しているものと考えられる。

本件専門委員が差止対象物品の現物を確認したうえで専門委員意見書を作成したことについては、上記イのとおりである。したがって、F専門委員は、差止対象物品の現物による対比を行い、輸入差止申立人陳述要領書別紙 11、13 及び輸入差止申立人補足意見書別紙 1 における差止対象物品の写真は当該物品の現物を示していると認めたうえで、本件事案に係る判断を行っているところ、F専門委員の意見書に明らかな事実誤認等の特段の事情があるとはいえない。

また、審査請求人は、線図で境界の表現が難しければ、意匠の説明の欄や物品の説明の欄でその補足説明をすれば良いのに拘わらず、それがなされていないと主張するが、輸入差止申立人が行った出願方法の是非については、特許庁の判断によるものであり、F専門委員の意見書はこの点について指摘しているだけであり、審査請求人の主張には理由がない。

ロ 意見聴取の場の運営の公平性について

審査請求人は、意見聴取の場において、輸入差止申立人が、過去にも 差止対象物品とは無関係の物品に係る意匠について、審査請求人に当該 物品を真似て製造されたことがある旨の発言を行ったことについて、専 門委員制度運用通達第1章7(5)に反しており、本件専門委員の意見形 成及び税関の意思決定に多大な影響を与えた旨主張する。なお、当該発 言が本件輸入差止申立てと無関係であることについて、両当事者間に争 いはない。

しかしながら、審査請求人が、意見聴取の場の後、当該発言は容認できない旨記載した審査請求人補足意見書を提出していること、その写しは知的財産調査官により、本件専門委員に送付され、本件専門委員から

も当該発言については、本件において無関係なものであり、手続のための審理事項から外れたものとの見解が示されていること、専門委員意見書中にも当該発言に言及した箇所は認められないことから、当該発言が本件専門委員の意見及び税関の意思決定に影響を与えていたとは認められず、審査請求人の主張を採用することはできない。

4. 結論

以上のことから、審査請求人の主張はいずれも採用することができず、また、 本件処分に至る手続に重大な瑕疵はなく、本件処分は適法に行われたものと認 められるから、本件審査請求は棄却することが相当である。

以上